

# 京都市境界明示実費徴収要綱

(昭和61年 3月12日市長決定) 制定  
(平成 2年 3月30日理財局長決定) 改正  
(平成 4年 4月 1日市長決定) 改正  
(平成 9年 4月 1日市長決定) 改正  
(平成21年 3月27日理財局長決定) 改正  
(平成21年 3月27日理財局長決定) 改正  
(平成29年12月28日行財政局財政担当局長決定) 改正  
(平成30年 3月30日行財政局財政担当局長決定) 改正  
(令和2年 3月31日行財政局資産活用担当局長決定) 改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市公有財産規則（以下「規則」という。）第13条の規定による境界明示に係る実費（以下「実費」という）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

## (根拠)

第2条 市長は、規則第13条第2項及び第15条の規定による申請があったときは、申請書の提出をもって契約の申込みとみなし、実費の一部として、次条に定める金額を徴収するものとする。

## (実費の額)

第3条 実費の額は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

### (1) 市有地等の境界の明示

1筆につき 2,500円（1筆増すごとに800円）

### (2) 土地境界明示書の写しの交付

1部につき 350円

2 実費は、図面の交付の際に徴収する。

## (実費の免除)

第4条 官公署又は京都市土地開発公社若しくは京都市住宅供給公社から申請があったときは、実費を徴収しないものとする。

## (実費の還付)

第5条 既納の実費は、還付しないものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前の申請に係る実費徴収については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱の改正は、平成4年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正の実施の日前の申請に係る実費徴収については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱の改正は、平成9年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正の実施の日前の申請に係る実費徴収については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。